

# 上下水道事業広報広聴専門部会設置要領

令和2年6月9日制定

## (目的及び設置)

第1条 防府市上下水道事業経営健全化推進委員会設置要綱第6条の規定に基づき、専門の事項を調査審議するため、上下水道事業広報広聴専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

## (所掌事務)

第2条 専門部会では、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 上下水道事業の広報広聴の調査研究に関すること。
- (2) 上下水道事業の広報広聴計画及び方針の策定に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員をもって組織する。

- 2 部会長は、総務課長をもって充てる。
- 3 副部会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員は、別表1に掲げる者及びその他部会長が必要と認める者をもって充てる。

## (職務)

第4条 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

- 2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、議長は部会長をもって充てる。

- 2 部会長は、必要に応じて専門部会に、オブザーバー（別表2に掲げる者）及びその他委員以外の者の出席を求めることができる。

## (研究部会)

第6条 専門部会は、必要に応じて研究部会を置くことができる。

- 2 研究部会の部会長及び部会の委員は、部会長が指名する者とする。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月9日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年10月22日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員	総務課職員1人以上
〃	財務課職員1人以上
〃	水道課職員1人以上
〃	下水道課職員1人以上

別表2（第5条関係）

オブザーバー	財務課長
〃	水道課長
〃	下水道課長